

国際大会派遣費補助金事務
Q & A 集

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課

目 次

【国際大会派遣費補助金について】

- Q 1 補助対象となる大会はどのようなものか。 1
- Q 2 中央競技団体が派遣する（出場を認める）国際大会として、要項の別表に例示する大会以外にも複数あるが、そのような大会も補助対象となるのか。 . 1
- Q 3 オリンピックにないスポーツ競技でも、海外の大会に出場するのであれば国際大会派遣費の補助を受けることは可能か。 1

【交付申請の事務手続きについて】

- Q 4 補助金の申請者は誰になるのか。 1
- Q 5 書類の申請先はどこになるのか。 2
- Q 6 補助金交付申請書に記載する内容はどのようなものか。 2
- Q 7 同じ人が年度中に複数回申請することは可能か。 2
- Q 8 補助金額の根拠となる証明書類の金額が日本円以外の場合は、どのように積算するのか。 2

【補助金の使途について】

- Q 9 選手に帯同する指導者やコーチ等の経費を補助対象とすることは可能か。 . . 2
- Q 10 中央競技団体負担金とは。 2
- Q 11 国内移動経費とは。 3
- Q 12 合宿先や試合会場から海外遠征等に出発する場合又は帰国後の到着先が合宿先や試合会場である場合の国内移動経費の考え方は。 3
- Q 13 国内宿泊費の考え方は。 3
- Q 14 現地での食事代は補助対象となるか。 3

【実績報告の事務手続きについて】

- Q 15 実績報告書に記載する内容はどのようなものか。 3
- Q 16 実績報告書に添付する書類はどのようなものか。 4
- Q 17 国外の移動・宿泊の手配を旅行代理店を使わずに自己手配した場合はどうすればいいか。 4

【その他】

- Q 18 事業期間の考え方は。 4
- Q 19 事業実施期間が年度をまたぐ場合でも、補助金を申請することができるか。 . 4
- Q 20 選手強化対策費補助金でも海外遠征を補助事業として実施できるが、国際大会派遣費補助金との違いは何か。 4
- Q 21 複数の大会を転戦する計画で補助金を申請することは可能か。 5
- Q 22 選手強化対策費補助金の補助事業で海外遠征をする選手が国際大会派遣費補助金の申請はできるのか。 5
- Q 23 補助対象となる大会に急遽出場できることとなり、県で指定する期日までに申請書類を提出ができなかったが、大会終了後に申請することは可能か。 5
- Q 24 現地支払いの経費を現地通貨で行った場合は、日本円への換算はどのようにすればいいのか。 5

- Q 25 国民体育大会等派遣費補助金の事務処理との違いは。 5
- Q 26 中央競技団体からの負担金で、精算時に返納金が発生した場合は、どのようにすればよいか。 6
- Q 27 中央競技団体からの負担金請求書等が補助事業終了後 1 ヶ月以内に手元に届かないなど、実績報告書の提出期限内までに精算行為が完了できないときは、どのようにすればよいか。 6

Q 1 補助対象となる大会はどのようなものか。

A 1 国際大会派遣費補助金交付要項（以下「要項」という。）別表に定める国際大会であって、次のとおりです。なお、補助を受けようとする大会が対象となるか疑問なときは、スポーツ振興課競技・生涯スポーツ班まで相談してください。

①（公財）日本オリンピック委員会等が派遣する大会

オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、
スペシャルオリンピックス、ユースオリンピック競技大会、
アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会、東アジア競技大会

②中央競技団体が派遣する（又は出場を認める）大会

スポーツ競技を世界規模で統括する国際競技団体（I F）又はその加盟団体（大陸、地域又は国内を統括する団体に限る。）が主催する世界選手権（年代別・競技別）、ワールドカップ、アジア選手権大会、国際ポイントを獲得できる大会、国際ランキングへ反映される大会など

③その他スポーツ振興課長が認める大会

Q 2 中央競技団体が派遣する（出場を認める）国際大会として、要項の別表に例示する大会以外にも複数あるが、そのような大会も補助対象となるのか。

A 2 要項（別表）に例示するほか、A 1に掲げる国際大会のように国際競技団体又はその加盟団体が主催する競技会で、中央競技団体が派遣する（出場を認める）大会であれば補助対象となります。主催者が明確でないなど補助対象となる大会か否か判断に迷う場合は、出場する国際大会の開催要項等を提示の上、スポーツ振興課競技・生涯スポーツ班まで相談してください。

Q 3 オリンピックにないスポーツ競技でも、海外の大会に出場するのであれば国際大会派遣費の補助を受けることは可能か。

A 3 国際大会派遣費補助金交付要項の別表に定める補助対象の選手が対象大会に出場するのであれば、スポーツ競技についての制限はありません。

Q 4 補助金の申請者は誰になるのか。

A 4 大会に出場する選手本人の申請を原則としますが、補助を受けようとする者が未成年者の場合は、保護者とします。この場合、親子関係を確認する書類として、年度の1回目の交付申請時に、住民票又は又は同等の書類を提出してください。

また、県内に事業所を有し、対象選手が当該事業所に所属する法人が、対象選手に

代わって対象経費の全額を負担するときは、その法人の代表者が申請できます。

Q 5 書類の申請先はどこになるのか。

A 5 申請書に必要な書類を添付の上、スポーツ振興課競技・生涯スポーツ班までに提出してください。なお、添付書類や申請時期については、「国際大会派遣費補助金交付申請事務の手引き」（以下「手引き」という。）を参照して下さい。

Q 6 補助金交付申請書に記載する内容はどのようなものか。

A 6 手引きの5～7ページを参照してください。また、手引き11～16ページに各様式の記載例を掲載していますので、書類作成の参考としてください。

Q 7 同じ人が年度中に複数回申請することは可能か。

A 7 派遣（遠征）の回数制限は設けていないため、複数回申請することは可能です。ただし、年度内で個人56万円、法人90万円の上限額を設けています。なお、この補助金は予算額に達した時点で終了となります。

Q 8 補助金額の根拠となる証明書類の金額が日本円以外の場合は、どのように積算するのか。

A 8 金融機関が公表する外国為替相場情報を活用し、日本円で申請額を積算してください。（申請日現在で公表されている金額を使用するものとします。）
外国為替相場情報では、「外貨→円」、「円→外貨」とする場合など、それぞれ異なる金額が公表されていますが、「CASH 売（円→外貨）（お客様が外国通貨を購入する際に適用する相場）」「CASH SELLING」の金額を使用してください。

Q 9 選手に帯同する指導者やコーチ等の経費を補助対象とすることは可能か。

A 9 補助対象となるのは、大会に出場する選手本人となりますので、同行する指導者やコーチ等は補助対象とはなりません。

Q 10 中央競技団体負担金とは。

A 10 国際大会派遣費補助金における中央競技団体負担金とは、大会に出場するにあたり、中央競技団体が選手に対して請求する負担金のことを言います。

中央競技団体負担金には、移動経費、宿泊経費のほか、競技用具輸送料やコーチへの謝金など派遣に伴う経費一式が含まれると思いますが、負担金として選手に請求された経費については、補助対象外経費以外はすべて補助対象とします。

Q11 国内移動経費とは。

A11 国際大会派遣費補助金における国内移動経費とは、居住地又は滞在地から中央競技団体が指定した集合(解散)場所までの往復の交通費のことを言います。ただし、中央競技団体負担金に国内移動経費が含まれる場合は、補助対象とすることができません。

Q12 合宿先や試合会場から海外遠征等に出発する場合又は帰国後の到着先が合宿先や試合会場である場合の国内移動経費の考え方は。

A12 補助金の申請に際し、出発地又は到着地を合宿先や試合会場として申請することができます。

なお、国内移動経費については、購入済みチケットや旅行代理店の見積書がある場合にはその額で、金額の根拠となるものが何もない場合には手引きに定める国内経費基準表の額で、申請することができます。

Q13 国内宿泊費の考え方は。

A13 集合時間や飛行機の出発・到着時間などの都合により、居住地又は滞在地からの国内移動に宿泊を必要とするときは、前後1泊ずつに限り補助対象とすることができます。

なお、国内宿泊費については、宿泊施設の予約が確認できるものや旅行代理店の見積書がある場合にはその額で、金額の根拠となるものが何もない場合には手引きに定める国内経費基準表の額で、申請することができます。

Q14 現地での食事代は補助対象となるか。

A14 補助金の交付の決定の範囲以内において、実績報告書に添付される食事代の領収書が適正であると判断したものについては、補助対象となります。

なお、領収書の添付のない経費は実績として認められないので注意してください。

Q15 実績報告書に記載する内容はどのようなものか。

A15 手引き7～9ページを参照してください。また、手引き17～22ページに各様式

の記載例を掲載していますので、書類作成の参考としてください。

Q16 実績報告書に添付する書類はどのようなものか。

A16 中央競技団体が発行した負担金の領収書や国内移動経費、国内宿泊費の領収書など、派遣（遠征）に要した経費の支出を証明する書類の添付が必要となります。領収書の添付のない経費は実績として認められないので注意してください。

また、大会結果が分かる資料として、大会のリザルト等を添付してください。

Q17 国外の移動・宿泊の手配を旅行代理店を使わずに自己手配した場合はどうすればいいか。

A17 補助金の申請にあたっては、それぞれの内訳の金額が分かる明細書やチケットの写しなどのほか、行程がわかる書類の添付が必要となります。

また、実績報告書では、支払いを証明する領収書等の書類や事業内容がわかる行程表等を添付する必要があります。

Q18 事業期間の考え方は。

A18 原則として、日本オリンピック委員会や中央競技団体からの派遣通知などに記載されている期間となりますが、居住地又は滞在地から集合（解散）場所までの国内移動に必要な日数が含まれないときは、前後1日を加算した期間とすることができます。派遣通知などがない遠征の場合は、任意様式により行程表を作成し提出していただき、審査を経た期間とします。

Q19 事業実施期間が年度をまたぐ場合でも、補助金を申請することはできるか。

（例）事業開始日 3月29日 ～ 事業終了日 4月7日

A19 事業の実施期間が年度をまたぐ場合は、補助金申請を行うことができません。

Q20 選手強化対策費補助金でも海外遠征を補助事業として実施できるが、国際大会派遣費補助金との違いは何か。

A20 選手強化対策費補助金は、競技団体が強化計画に基づき実施する国外での合宿や試合などの海外遠征を補助対象にしているのに対して、国際大会派遣費補助金は、国際大会出場に要する経費を自己負担する選手に対して補助するものとなっています。

なお、国際大会派遣費補助金では、国外での合宿は補助対象としていないほか、対象となる選手、大会等についても要件があります。

Q21 複数の大会を転戦する計画で補助金を申請することは可能か。

A21 複数の大会を転戦する計画で申請しても差し支えありません。ただし、国際大会派遣費補助金の取扱いとしては、日本を出発してから帰国するまでを一事業と見なします。

Q22 選手強化対策費補助金の補助事業で海外遠征をする選手が国際大会派遣費補助金の申請はできるのか。

A22 国際大会派遣費補助金と選手強化対策費補助金を合わせて利用することはできません。

Q23 補助対象となる大会に急遽出場できることとなり、県で指定する期日までに申請書類を提出ができなかったが、大会終了後に申請することは可能か。

A23 県の補助金は事業開始前に補助金の交付の決定を受ける必要があることから、大会終了後に申請することはできません。

Q24 現地支払いの経費を現地通貨で行った場合は、日本円への換算はどのようにすればいいのか。

A24 金融機関や空港で現地通貨に両替した際のレートにより事業期間中の換算を行うことができます。その場合の書類として、両替の際に発行される証明書類を、実績報告書に添付してください。

クレジットカード払いによるものは、カード会社が上乘せする手数料を含んだ額によることができます。ただし、カード会社からの請求が未着であることを理由に実績報告書の提出期限を遅らせることはできませんので注意してください。

Q25 国民体育大会等派遣費補助金の事務処理との違いは。

A25 国民体育大会等派遣費補助金は、対象経費を移動経費と宿泊経費の2つとしており、経費間の流用を認めてはいないのに対して、国際大会派遣費補助金は、交付決定額内であれば、負担金、移動経費、宿泊経費間の流用を認めています。

また、国民体育大会派遣費補助金は、競技団体に対し、概算払として事業実施前に支払いを可能としているのに対して、国際大会派遣費補助金は、事業終了後の実績報告書を審査した後に支払う精算払としています。

Q26 中央競技団体からの負担金で、精算時に返納金が発生した場合は、どのようにすればよいか。

A26 中央競技団体から発出される精算明細書等により通知を受けた返納金額が補助事業者の指定口座に振込が完了したことを確認するため、実績報告書の添付書類として、通帳の写しを提出してください。(補助金に関係のない金額等については、黒塗りをするなどして提出してください。)

Q27 中央競技団体からの負担金請求書等が補助事業終了後1ヶ月以内に手元に届かないなど、実績報告書の提出期限内までに精算行為が完了できないときは、どのようにすればよいか。

A27 補助事業者の責に帰さない特別な事情により精算行為が完了できないときは、スポーツ振興課長の承認を受けて、実績報告書の提出期限を変更できる場合があります。
この場合は、中央競技団体に精算状況等を確認の上、スポーツ振興課競技・生涯スポーツ班まで相談してください。